

特記仕様書（機械除草）

第1条（現場責任者）

- 1 請負者は、「現場責任者届」を監督員に提出し、確認を受けなければならない。

第2条（交通安全管理）

- 1 受注者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者、および所管警察署と打ち合わせを行うとともに、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。
- 2 業務箇所の起終点に設置する標識板については、業務名、実施期間、事業主体名、業務受注者名、連絡先および電話番号等を記入しなければならない。

第3条（安全教育等）

- 1 本業務の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③本工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務による災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

第4条（施工管理等）

- 1 業務写真は、同一箇所で完成・施行前・施行状況を対比させて添付し、施行区間全体を切れ目なく撮影すること。
- 2 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を適切に施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
- 3 除草完了時には、監督員の検査を受けること。
- 4 ヘロンの公式を用いて面積計算を行い、出来形図面を作成すること。

第5条（一般廃棄物の搬出）

- 1 草木類の運搬については、元請が行う場合には業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、下請け時には監督員と協議し承諾を得ること。

2 発生する草木類の搬出については、再生利用施設（廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可）へ搬出し、処分（再生処理）すること。本業務においては、次に掲げる処分場へ搬出することを予定している。

一 草

受入場所：徳島市一宮町紅葉山 70-4

3 受注者は事前に受入場所と受入条件の協議を行うこと。受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

4 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した時には、「引き渡し調書(根株・伐採木末木枝条)」及び処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

5 草木類の取り扱いについては、上記法律等、関係法令を遵守すること。

第6条（散在塵芥の収集）

1 施行箇所内の傘、あき缶等の散在塵芥については、適切な分別を行って収集したのち、1ヶ所ないし2ヶ所に集積すること。

2 集積場所については、別途、監督員と協議を行い決定するものとする。

第7条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本業務においては延べ人数14人を見込んでいる。

2 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員に1部提出しなければならない

第8条（飛散防止対策）

1 飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用

2 ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用

- ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追随させる。
- ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。

第9条（業務数量）

1 業務数量は予定数量であり、発注後変更することがある。

(様式1)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。